第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「事業」とは、事業用地において実施される原子力発電所に係る事業（用地に係る活動から廃止の過程が終了するまでの原子力発電所に係るあらゆる側面を含む。）をいう。

(b)　「事業用地」とは、トルコ共和国シノップ県シノップ（状況により必要とされる場合にはこれに代わる他の場所）における事業の実施のため、事業会社に割り当てられる土地をいう。

(c)　「事業参加者」とは、事業会社に参加するトルコ共和国の国営機関及び民間団体をいう。

(d)　「事業会社」とは、事業の実施のためにトルコ共和国の法令に基づき事業参加者によって設立される合弁株式会社をいう。

(e)　「トルコ共和国の国営機関」とは、トルコ共和国政府によって所有され、又は支配されている企業をいう。

(f)　「事業契約」とは、事業会社によって事業の実施のために締結される施設国政府契約、電力購入契約等の一連の契約をいう。

(g)　「施設国政府契約」とは、事業の実施のために必要な詳細な条件を定める契約であって、トルコ共和国政府と事業会社との間で締結されるものをいう。

(h)　「電力購入契約」とは、事業用地において原子力発電所によって発電される電気の売買に関して、関係するトルコ共和国の国営機関と事業会社との間で締結される契約をいう。

第二条　この協定の下での協力

1　この協定の下での両締約国政府の間の協力は、原子力協力協定、日本国及びトルコ共和国が当事国である関連する他の国際協定並びに日本国及びトルコ共和国の関係法令に従って行われる。両締約国政府は、原子力協力協定第二条2(b)の規定による協力が軽水炉に関して行われることに合意する。

2　両締約国政府は、次の分野を含む諸分野において事業の実施のために協力するよう最善の努力を払う。

(a)　事業の実行可能性調査（用地に係る活動を含む。）及び経済影響評価の実施

(b)　事業用地における原子力発電所の設計、エンジニアリング、調達、建設、運転、保守、修理、補修及び廃止

(c)　事業用地における原子力発電所のための核燃料の供給

(d)　事業用地における原子力発電所についての原子力の安全（環境保護及び緊急事態への対応に係る計画を含む。）の確保

(e)　運転及び保守に関する訓練計画の実施並びに事業用地における原子力発電所向けの熟練労働者の養成のための原子力技術センターの設立の促進

3　両締約国政府は、次の分野を含む諸分野においてトルコ共和国の原子力産業の開発のために協力するよう最善の努力を払う。

(a)　核セキュリティ並びに原子力発電所の監督、安全及び免許（免許の延長を含む。）に関する規制その他の原子力の規制の整備

(b)　原子力発電所の運転に関する品質管理制度の整備

(c)　原子力発電所の運転、保守及び廃止並びに使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の分野における技術の開発（トルコ共和国の関連する政策を踏まえたもの）

(d)　核燃料加工工場の設立の促進

(e)　関係するトルコ共和国の団体の能力の向上のための訓練を通じた当該団体への技術援助の提供

(f)　研究集会、会合、セミナー及び会議の開催（原子力の平和的利用についての啓発及び公衆の容認の促進を目的とするものを含む。）

(g)　原子力産業の分野における技術の開発及び移転

4　事業に付随する技術援助又は必要な基盤整備の計画が日本国の政府開発援助を通じて実施される場合には、当該技術援助又は計画は、日本国及びトルコ共和国の関係法令並びに両締約国政府の間又は日本国及びトルコ共和国の関連する団体の間で作成される別個の取決めに従って実施される。

第三条　運営委員会

この協定の下での協力について調整するため、両締約国政府は、両締約国政府の代表者から成る運営委員会を設置する。

第四条　用地及び基盤に関する事項

トルコ共和国政府は、次のことを行う。

(a)　原子力発電所の廃止の過程が終了するまで、事業に必要な事業用地を事業会社に対し無償で、かつ、所有権を伴うことなく割り当てること。

(b)　事業に必要な基盤であって事業用地外のものを無償で提供すること。

(c)　トルコ共和国の法令に従い、事業用地への関係者のアクセスを円滑化すること。

(d)　トルコ共和国の法令に従い、適格な外国人を事業のために雇用するために必要な許可の発給を円滑化すること。

(e)　トルコ共和国の法令に従い、事業の実施のための認可、許可及び免許の発給を円滑化すること。

第五条　施設国政府契約及び電力購入契約

1　トルコ共和国政府は、事業会社との間で、この協定と共に事業の実施に必要である施設国政府契約を、この協定とともに必要な国内手続を完了した後、締結する。施設国政府契約の不可欠の要素（トルコ共和国政府及び関係する事業参加者によって、この協定の署名の日において想定されているもの）は、この協定の附属書に記載されている。

2　トルコ共和国政府は、関係するトルコ共和国の国営機関が事業会社との間で電力購入契約を締結することを確保する。

第六条　事業資金

1　日本国政府は、適当な日本国の金融機関（特に株式会社国際協力銀行及び独立行政法人日本貿易保険）が事業に必要とされる資金を供与することを強く支持しており、これを奨励する。そのような資金が供与される場合には、その使用のための条件及び手続は、事業会社と適当な日本国の金融機関との間の資金調達契約によって規律される。

2　トルコ共和国が国の政策として原子力発電所を開発する強い意図を有していることに照らし、トルコ共和国政府は、1に規定する資金調達契約が締結される場合には、トルコ共和国の法令に従い、関係するトルコ共和国の国営機関が事業契約の下での義務を適時に履行することを確保する。

第七条　課税及び投資

1　事業に関連して課される全ての租税は、日本国及びトルコ共和国で施行されている関係法令並びに適当な場合には千九百九十三年三月八日に作成された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の適用を受ける。

2　事業に関する全ての投資は、適当な場合には、千九百九十二年二月十二日に作成された投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定によって規律される。

第八条　知的財産権及び技術移転

1　両締約国政府は、事業の実施に当たり、日本国及びトルコ共和国の双方が当事国である関連する国際協定並びに日本国及びトルコ共和国の関係法令に従って、知的財産権が適切かつ効果的に保護されることを確保する。

2　日本国政府は、トルコ共和国政府及び事業会社によって事業の実行可能性調査及び経済影響評価の結果に妥当な考慮を払いつつ作成される技術移転計画に沿って、事業の実施に必要とされる技術が移転されることを強く支持しており、これを恣意的に妨げない。

3　日本国政府は、原子力産業の分野における技術の移転において、日本国政府関係の研究機関とトルコ共和国の団体とが協力することを強く支持し、これを奨励する。

第九条　紛争解決

両締約国政府の一方又は双方の権利及び義務に関し、この協定の実施及び解釈から生ずる紛争は、両締約国政府の間の協議により友好的に解決される。